

【(介護予防)訪問リハビリテーション料金表】

令和7年8月1日

●基本料金/(介護予防)訪問リハビリテーション

		要介護度区分		備考
		要支援1・2	要介護1から5	
(介護予防)訪問リハビリテーション費	利用料金	2,980円/回	3,080円/回	理学療法士・作業療法士・言語聴覚士による(介護予防)訪問リハビリテーションを行った場合(1回20分)
	1割の場合	298円/回	308円/回	
	2割の場合	596円/回	616円/回	
	3割の場合	894円/回	924円/回	

●加算料金/介護予防訪問リハビリテーション

項目				備考
短期集中リハビリテーション実施加算	利用料金	2,000円/日		退院(所)日または認定日から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合
	1割の場合	200円/日		
	2割の場合	400円/日		
	3割の場合	600円/日		
計画診療未実施減算	利用料金	-500円/回		事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合
	1割の場合	-50円/回		
	2割の場合	-100円/回		
	3割の場合	-150円/回		
12月超減算	利用料金	-300円/回		利用を開始した日の属する月から起算して12月を超えた期間に介護予防訪問リハビリテーションを行い、要件を満たさなかった場合
	1割の場合	-30円/回		
	2割の場合	-60円/回		
	3割の場合	-90円/回		
退院時共同指導加算	利用料金	6,000円/回		退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合(退院時1回を限度)
	1割の場合	600円/回		
	2割の場合	1,200円/回		
	3割の場合	1,800円/回		
サービス提供体制強化加算 I	利用料金	60円/回		理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者を配置した場合
	1割の場合	6円/回		
	2割の場合	12円/回		
	3割の場合	18円/回		

●加算料金/訪問リハビリテーション

項目		備考
短期集中リハビリテーション実施加算	利用料金	2,000円/日
	1割の場合	200円/日
	2割の場合	400円/日
	3割の場合	600円/日
退院(所)日または認定日から起算して3月以内の期間にリハビリテーションを集中的に行った場合		
リハビリテーションマネジメント加算(イ)	利用料金	1,800円/月
	1割の場合	180円/月
	2割の場合	360円/月
	3割の場合	540円/月
事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、リハビリテーション会議を行い、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合		
リハビリテーションマネジメント加算(ロ)	利用料金	2,130円/月
	1割の場合	213円/月
	2割の場合	426円/月
	3割の場合	639円/月
事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士その他の職種の者が共同し、リハビリテーション会議を行い、継続的にリハビリテーションの質を管理した場合かつ、厚生労働省にデータを提出した場合		
医師がリハビリテーションマネジメント加算の説明をし、同意を得た場合	利用料金	2,700円/月
	1割の場合	270円/月
	2割の場合	540円/月
	3割の場合	810円/月
事業所の医師が利用者又はその家族に対してリハビリテーションマネジメント加算の説明をし、同意を得た場合		
計画診療未実施減算	利用料金	-500円/回
	1割の場合	-50円/回
	2割の場合	-100円/回
	3割の場合	-150円/回
事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合		
退院時共同指導加算	利用料金	6,000円/回
	1割の場合	600円/回
	2割の場合	1,200円/回
	3割の場合	1,800円/回
退院前カンファレンスに参加し退院時共同指導を行った後に、初回の訪問リハビリテーションを行った場合(退院時1回を限度)		
移行支援加算	利用料金	170円/日
	1割の場合	17円/日
	2割の場合	34円/日
	3割の場合	51円/日
リハビリテーションを行い、指定通所介護事業所等への移行等を支援した場合		
サービス提供体制強化加算 I	利用料金	60円/回
	1割の場合	6円/回
	2割の場合	12円/回
	3割の場合	18円/回
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のうち、勤続年数7年以上の者を配置した場合		

注)法定代理受領サービスを受ける場合は、原則として利用料金の1割から3割を負担割合に応じてお支払いいただきます。

注)法定代理受領サービスの限度額を超えるサービスは、利用料全額(自費)をお支払いいただきます。

●交通費

東根市・天童市・村山市・河北町・尾花沢市・大石田町以外の地域	550円/日(税込)
--------------------------------	------------



令和7年8月1日
医療法人財団明理会 山形ロイヤル病院
(介護予防)訪問リハビリテーション